

告 示

埼玉県選管告示第十二号

平成二十九年十二月十七日執行の上尾市議会議員補欠選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

平成三十年三月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

裁 決 書

埼玉県上尾市大字領家372番地9

審査申立人 鈴木 光 治

上記審査申立人から平成30年2月9日付けで提起された平成29年12月17日執行の上尾市議会議員補欠選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを却下する。

審査の申立ての趣旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成29年12月17日執行の上尾市議会議員補欠選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関し、平成30年1月16日付けで上尾市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は、同月19日付けでこの異議の申出を却下する決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、当委員会に対し、審査を求めるというものである。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てにつき、市委員会に対して関係する証拠物件の提出を求め、その要件について慎重に審理した結果、次のとおり判断する。

1 異議の申出期間

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項において、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、法第101条の3第2項の規定による当選人の告示の日（以下「告示の日」という。）から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができると規定されている。

また、異議の申出期間については、法第270条の3の規定により、条例で定められた地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもってその期限とみなすとされている。本件選挙については、告示の日が平成29年12月18日であり翌日を初日として計算すると、14日目に当たる平成30年1月1日から同月

3日までは、上尾市の休日を定める条例（平成2年9月29日条例第17号）に規定される市の休日となることから、本件選挙の当選の効力に関する異議の申出期間は同月4日までとなる。

2 異議の申出の提起の経緯

申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、平成30年1月16日に郵便により異議申出書を差し出し、市委員会に同月17日に到達した。

市委員会は、当該異議の申出が法第206条第1項に規定された異議の申出期間経過後になされたことから、同月19日に原決定を行った。

以上のとおり、申立人による異議の申出は、異議の申出期間経過後になされたことから不適法であり、不適法な異議の申出を経た本件審査の申立てもまた不適法なものとして却下を免れない。

よって、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成30年3月14日

埼玉県選挙管理委員会

委員長	細	田	徳	治
委員	伊	藤		茂
委員	島	山	清	彦
委員	加	藤	孝	夫